

平成26年(行ウ)第521号 法人文書不開示処分取消請求事件

原告 レペタ・ローレンス

被告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

原告準備書面(10)

証人尋問に関する原告の意見(続き)

2016年 9月20日

東京地方裁判所民事第38部B1係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 古 本 晴 英

同 弁護士 柳 原 敏 夫

同 弁護士 神 山 美 智 子

同 弁護士 船 江 理 佳

本書面は、平八重一之氏及び園田亮一氏(以下、平八重・園田と略称)の証人尋問の必要性について、被告の7月13日付人証申請に関する意見書(2)及び準備書面(7)に反論し、提出済みの原告準備書面(9)の主張を整理・補充するものである。

目 次

第1、問題の所在.....	2
第2、平八重・園田作成の実験ノートが本訴の取消の対象であること。.....	2

1、本件の開示請求の範囲と本訴の取消の対象の範囲について.....	2
2、「本件病害性抵抗評価実験」の意義について.....	3
3、前訴との関係について.....	4
4、「前訴において、審理が尽くされた実験」の範囲について.....	5
5、小括.....	6
第3、平八重・園田が本研究プロジェクトで実験を担当し、実験ノートを作成したこと.....	6
1、はじめに.....	6
2、タンパク質ディフェンシンの病原菌に対する増殖抑制効果を評価する抗菌活性の実験.....	7
3、前任者の本件病害性抵抗評価実験.....	7
4、小括.....	8

第1、問題の所在

本書面で明らかにするのは、原告準備書面（9）と同様、平八重・園田の証人尋問の必要性である。そのために、以下の2点について、被告準備書面（7）等に反論し、提出済みの原告準備書面（9）の主張を整理・補充する。

- ・平八重・園田作成の実験ノートが本訴の取消の対象であること。
- ・平八重・園田が本研究プロジェクトで実験を担当し、実験ノートを作成したこと。

第2、平八重・園田作成の実験ノートが本訴の取消の対象であること。

1、本件の開示請求の範囲と本訴の取消の対象の範囲について

原告は準備書面（9）2～3において、次の4点を主張済みである。

本訴の前提となる原告の開示請求の範囲は甲1の開示請求書記載の通りであり、

同請求書に記載の開示文書の範囲を特定する「実験」の中に、《1998年より開始されたディフェンシン遺伝子を導入した組換えイネ系統の開発（作成、調製、作出を含む）に関する実験》とある通り、「複数の病気に強いイネを作り、人体と環境への安全性の点も含めて実用化できるまでに仕上げることの一切のプロセス」を意味する「開発」に関する実験が含まれること。

・本訴における取消の対象文書の範囲を特定する「実験」の中に、《アブラナ科の野菜由来のディフェンシン遺伝子を導入した組換えイネ系統の開発（作成、調製、作出を含む）に関する実験》（原告準備書面(7)及び2016年3月3日付差し替えの上申書）とある通り、上記「開発」に関する実験が含まれること。

・上記「開発」に関する実験の中に、ディフェンシンの遺伝子を組み込んだ組換えイネを栽培したものに限らず、タンパク質ディフェンシンそのものが様々な病原菌に対してその増殖を抑制する効果があるかどうか、あるとしてどの程度あるかを検証する「ディフェンシンの抗菌活性」¹も含めた、様々な病害性抵抗の評価の実験が含まれていること。本訴では、この栽培された組換えイネ及びタンパク質ディフェンシンについての病害性抵抗評価の実験を総称して「本件病害性抵抗評価実験」と呼ぶこと。

・以上の結果、本件病害性抵抗評価実験は本訴における取消の対象文書の範囲を特定する「実験」の中に含まれること。

2、「本件病害性抵抗評価実験」の意義について

「本件病害性抵抗評価実験」の意義をめぐって、被告は《本件病害性抵抗評価実

¹本研究プロジェクトで抗菌活性の実験を実施したことは甲11川田元滋らの論文「抗菌蛋白質ディフェンシンの多様な機能特性」230頁右段の下から12行目以下で、抗菌活性の実験成果が報告されている。

験はイネの耐病性評価にとどまらず、*in vitro*（イン・ビトロ）²で、タンパク質ディフェンシンの様々な病原菌に対する増殖抑制効果を評価する抗菌活性の実験も含まれる」という原告主張は誤っているとくり返し反論する（人証申請に関する意見書（2）2頁（3）。被告準備書面（7）2頁（3））。

しかし、ここで原告は、「病害性抵抗評価」とは何を意味するかといった、科学用語の意義を論じている訳ではない。本訴において、イネとディフェンシンの両方について行われる「様々な病原菌に対してその増殖を抑制する効果があるかどうか、あるとしてどの程度あるか」を評価する実験を総称する必要があるとあって、そこで、この2つを総称した実験を「本件病害性抵抗評価実験」と定義したまでのことである。

もし、両者の実験を総称する定義として、より適切な科学用語があれば、被告からご教示願いたい。「本件病害性抵抗評価実験」に代えて、それをを用いて従前通りの主張をするだけのことである。

3、前訴との関係について

前訴は第一次開示請求に対する処分の取消しを求めたものであるのに対し、本訴は第二次開示請求に対する処分の取消しを求めるものであるから、両訴の訴訟物は別個であり、前訴の既判力が本訴に及ばないのは言うまでもない。この意味で、訴訟手続上、被告が準備書面（7）でもくり返し、前訴を理由に本件病害性抵抗評価実験が本訴の取消の対象になっていないと主張することは失当というほかない。

尤も、前訴において審理が尽くされた実験について本訴で改めて審理し直すことは、特段の事情がない限り、訴訟経済上、合理的とはいえないから、その限りにおいて、「前訴において、審理が尽くされた実験」の範囲を確認する意義がある。そこ

² 《*in vitro*（イン・ビトロ）とは、“試験管内で（の）”という意味で、試験管や培養器などの中でヒトや動物の組織を用いて、体内と同様の環境を人工的に作り、薬物の反応を検出する試験ことを指します。分子生物学の実験などにおいて用いられます》（研究用語辞典より）。

で、以下、これについて論じる。

4、「前訴において、審理が尽くされた実験」の範囲について

(1)、結論

結論として、「前訴において、審理が尽くされた実験」の中に、平八重の（屋内、屋外を問わず）栽培実験（以下、平八重の実験と略称する）は言うまでもなく、屋内の栽培実験も含まれないことが明らかである。

(2)、理由

ア、平八重の実験について

前訴において、平八重の実験については、原告が訴状で主張したのに対し、被告は認否すらせず、原告もそれ以上、取り上げることもしなかったため、それ以降全く話題にならず、それゆえ平八重の実験に関する証拠調べは全くなされなかった（以上の経過は甲5の一審判決より明らかである。被告の認否も記載されていない）。

これに対し、前訴の一審判決で平八重の実験があったことを認定したのは（甲5。42頁オ）原告の主張がなされたためそれに対応する必要から、川田元滋氏（以下、川田と略称）の実験従事を証明するために提出した書面（前訴の甲31の2）と弁論の全趣旨から前訴の裁判所がこれを認定したものであって、実際の審理を何もやっていないことに変わりはない。

さらに、前訴の二審においても、平八重の実験の有無についての審理は皆無であった。

イ、屋内の栽培実験について

前訴で実質的に審理したのは、川田と矢頭治氏（以下、矢頭と略称）の実験の有無及びその内容についてであった。しかし、以下の通り、両名とも屋内の栽培実験には従事していないと証言した。

・川田

川田自身、屋内実験は、ごく初期の時期を除いて、実験を一切担当していないと川田本人が前訴で証言し（甲14川田陳述書3頁3(1)・同16川田調書8頁）被告もこれを認めている（被告準備書面（4）7頁1）。

・矢頭

矢頭自身も、従事したのは屋外実験だけであって、屋内実験には従事していないと矢頭本人が前訴で繰り返し証言した（甲17矢頭調書13頁3行目以下。同15頁13行目以下。甲15矢頭陳述書3頁（5）でも屋外実験に従事したとしか陳述していない）。

以上の通り、前訴では、屋内の栽培実験の内容について何も審理しなかった。前訴の一審判決も、この審理の結果を踏まえて判決を下した（甲5）。

さらに、前訴の二審においても、屋内の栽培実験についての審理は皆無であった。

5、小括

以上の通り、「前訴において、審理が尽くされた実験」の中に、平八重の実験及び屋内の栽培実験は含まれないことが明らかであるから、これらの実験について本訴で審理する必要性も訴訟経済上の合理性も認められる。

第3、平八重・園田が本研究プロジェクトで実験を担当し、実験ノートを作成したこと

1、はじめに

被告は、被告準備書面（7）でも、「稲の耐病性評価を行うにあたり、平八重・園田は川田に実験材料を渡し、実験方法を指導しただけ」であって、本件病害性抵抗評価実験は実施していないと主張を繰り返しているが、これが信用できないことは既に原告準備書面（9）5で反論した通りであるが、さらに以下の2点を追加する。

2、タンパク質ディフェンシンの病原菌に対する増殖抑制効果を評価する抗菌活性の実験

原告準備書面(9)5の第3の理由として述べた通り、被告の「平八重・園田は川田に実験材料を渡し、実験方法を指導した」という主張は「稲の耐病性評価を行うにあたり」という限定が付されていて(被告準備書面(6)3頁4行目)従って、栽培したイネではなく、タンパク質ディフェンシンについての抗菌活性の実験は平八重・園田は川田に実験材料を渡し、実験方法を指導した」とは被告も主張しておらず、植物病理学の専門家が実施したことを認めている。その植物病理学の専門家として平八重・園田が含まれるのは明らかである。

これに対し、被告は、「本件病害性抵抗評価実験には抗菌活性の実験は含まれない」と科学用語の議論を持ち出し反論するが(人証申請に関する意見書(2)2頁(3)、被告準備書面(7)2頁(3))これが的外れであることは第2、2で前述した通りである。

3、前任者の本件病害性抵抗評価実験

原告準備書面(9)7で、屋内の栽培実験で、平八重・園田の前任者が、本件病害性抵抗評価実験についてどのような関与をしたのか、この事実関係を明らかにするようという求釈明に対し、被告は人証申請に関する意見書(2)で、平八重・園田の前任者が存在することを認めた上で、回答を拒否した(4頁2)。

しかし、平八重・園田の前任者(以下、単に前任者という)について、
仮に、前任者が、原告の上記主張のように「平八重・園田は川田に実験材料を渡し、実験方法を指導した」とすれば、川田は既に、前任者から「実験材料を渡し、実験方法を指導」を受けていたのに、なぜ、重ねて、後任の平八重・園田からも同様に「実験材料を渡し、実験方法を指導」を受けなければならないのか、また、指導を受けた川田自身の「屋内実験はごく初期の時期を除いて、実験を一切担当していな

い」と証言している(甲14川田陳述書3頁3(1)・同16川田調書8頁)。さらに、最後の屋外実験において川田は「私(矢頭)の指示の下で作業を行っ」(甲15矢頭陳述書5頁(2)下から2行目)ており、それゆえ、その前の屋内実験でノウハウを伝授済みの川田が引き続き本件病害性抵抗評価実験が実施するのが自然なのに、なぜここで一転して平八重が実施することになったのか、これらとの間に合理的な説明が見つからない。

仮に、前任者が、後任の「平八重・園田は川田に実験材料を渡し、実験方法を指導した」とは異なり、自ら本件病害性抵抗評価実験を実施していたとすれば、確かに川田自身の「屋内実験はごく初期の時期を除いて、実験を一切担当していない」という証言とは合致するものの、しかし、今度は、前任者は自ら本件病害性抵抗評価実験を実施していたのに、なぜ後任の平八重・園田は自ら実施しなかったのか、また、その後の屋外実験で平八重は本件病害性抵抗評価実験を実施しており、最初と最後と異なり、なぜ中間の時だけわざわざ「実験材料を渡し、実験方法を指導」を受ける必要があったのか、これらとの間に合理的な説明が見つからない。

4、小括

以上から、いずれにせよ、平八重・園田が本件病害性抵抗評価実験を担当し、実験ノートを作成したことを明らかであり、従って、平八重・園田の証人尋問の必要性は明白である。

以 上